

審 第 2 5 0 4 号  
答 申 第 5 4 3 号  
令 和 2 年 3 月 1 7 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年10月5日付け千が第1359号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

諮問第595号

平成27年9月1日付けで異議申立人から提起された、平成27年7月10日付け千が第  
839号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年5月14日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「昨今、問題となった千葉県がんセンターの腹腔鏡手術の件に関する情報一切。および、それにかかる不正請求等に関する情報一切。

たとえば、内部告発や隠蔽、懲戒や第三者委員会や報道、起案、議事録・会議報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、営利企業等への従事許可願、営利企業等への従事許可、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、委員への依頼文やその回答、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、会見の参加者・キャンセル者・申込者、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外であっても、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

### 3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、千葉県がんセンター（以下「センター」という。）の腹腔鏡下手術（以下「本件手術」という。）に係る第三者検証委員会関係の診療記録（以下「本件対象文書1」という。）及びレセプト（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて以下「本件各対象文書」という。）を特定した。

### 4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、平成27年7月10日付け千が第839号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

### 5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年9月1日付けで異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、更に行政文書を特定した上で、請求した文書を全部開示するとの決定を求める。

### 2 異議申立ての理由

本件不開示部分は、いずれも、条例第8条第2号に該当しない。たとえ該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当する。

また、本事件の重大性に鑑みても公益上の理由による裁量的開示を行うべきである。

### 3 意見書の要旨

- (1) 理由説明書には氏名とのみあるが、どういう属性の者の氏名であるか必ずしも判然としない。その行為は、開示請求者が反論する際に便宜を図るべきとする不開示理由の説明付記の観点から著しく不適切であると言わざるを得ない。患者本人のものではないものについては開示すべきである。

センター等の職員の氏名は、明らかに条例第8条第2号ただし書ハに該当する。医師の氏名であれば、たとえ公務員でなくとも、同ただし書イ（医療法（昭和23年法律第205号）の規定による）、ロ（医師の職務は、生命等に密接に関連するため）に該当する。

- (2) 問題となった病院がセンターであるところ、腹腔鏡手術の被害にあった患者が千

千葉県民であるか否かという情報は、アカウントビリティの観点から公表慣行があると言える。

ゆえに、患者の住所のうち都道府県までは条例第8条第2号ただし書イに該当する。生年月日、身体的情報、傷病名や診療内容、診療点数は、氏名、患者ID及び住所を不開示とすれば、個人を識別することはできず、個人の権利利益も害するおそれがないと言える。

本件については、病名が、腹腔鏡手術を必要とするがんであることは顕著な事実である。診療点数は、当該事件に関して、本件請求に対して本件決定の後に決定されて開示された行政文書によれば、千葉県職員に重大な過失があり、不正請求、不当請求があったと認められていることから、アカウントビリティの観点からも公表慣行があると認められる。ゆえに、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

(3) 防衛大臣は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定に基づく情報公開請求に対して、防衛医科大学校病院の蘇生救命活動実施一覧表を、患者IDを除いて開示した。

その開示文書には、診療科名、実施日時、発見者・発見場所、性別、年齢、身体的情報、医療行為、その結果等々が克明に記載されている。そして、情報公開法は、条例第8条と同様の規定を有しているにもかかわらず、それでもなお、実施機関の表明するおそれは現実のものとはなっていない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 本件各対象文書の内容について

昨今、問題となった本件手術の件に関する情報であり、その内容は、上記第2の3のとおりである。

##### 2 不開示の理由について

###### 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書1に含まれる氏名、患者ID、生年月日、住所及び身体的情報については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。

また、傷病名及び診療内容については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報があることや特定の個人を識別することはできない

が、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

本件対象文書2に含まれる患者氏名、カルテ番号、レセプト番号、保険者番号及び生年月日については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、不開示とした。また、傷病名、診療内容及び診療点数については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報があることや特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

### 3 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、本件不開示部分は、いずれも、条例第8条第2号に該当しない旨主張する。

しかしながら、上記第4の2に記載のとおり、同号の不開示情報に該当するものである。

(2) また、異議申立人は、たとえ同号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書全てに該当し、また、公益上の理由による裁量的開示を行うべきと主張するが、この主張には理由がないものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件各対象文書について

本件各対象文書は上記第2の3のとおりであり、当審査会が本件各対象文書を見分したところ、本件対象文書1は、本件手術の患者の基本情報（氏名、生年月日、年齢、性別、住所等）が記載された文書、診療に関する文書、看護に関する文書、検査・経過等の記録に関する文書、手術記録等の文書で構成され、患者ID、患者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、担当医師の氏名、紹介者の氏名等のほか、患者の病状、過去の受診歴、診療記録、手術記録等といった本件手術の患者の心身の状況に関する詳細な情報が記載されていることが認められた。

また、本件対象文書2には、保険者番号、患者の氏名、生年月日、年齢、性別、担当医師の氏名等のほか、患者の病名、診療点数、診療行為の内容等といった、本件手

術の患者の心身の状況に関する詳細な情報が記載されていることが認められた。

この点、実施機関は、本件各対象文書に記載されている各情報が、条例第8条第2号に該当するとして、本件各対象文書を全部不開示とする本件決定を行った。

これに対し、異議申立人は、本件決定を取り消して、請求した文書を全部開示するよう主張しているため、不開示情報ごとに本件決定の妥当性を、以下検討する。

## 2 条例第8条第2号本文該当性について

条例第8条第2号は、「個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。（以下略）」と規定し、同号に該当する情報を、下記第5の3に記載した同号ただし書イからニに該当する場合を除き、不開示情報と規定している。

### (1) 本件対象文書1

本件対象文書1には上記第5の1に記載した各情報がそれぞれ記載されていることが認められるが、これら各情報は、一体として本件手術の患者の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当する。

### (2) 本件対象文書2

本件対象文書2には上記第5の1に記載した各情報がそれぞれ記載されていることが認められるが、これら各情報は、一体として本件手術の患者の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当する。

## 3 条例第8条第2号ただし書該当性について

### (1) 本件対象文書1

#### ア 同号ただし書イについて

同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定しており、異議申立人は、本件手術の患者が千葉県民であるか否かという情報は、アカウントビリティの観点から公表慣行があり、患者の住所のうち、都道府県までは同号ただし書イに該当する旨主張す

る。

しかしながら、本件患者の住所を含め、本件対象文書1に記載された各情報にそのような公表慣行がないことは明らかであるから、同号ただし書イには該当しないと認められる。

#### イ 同号ただし書ハについて

同号ただし書ハは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（中略）及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定しており、異議申立人は、医師の氏名等、センターの職員の氏名は条例第8条第2号ただし書ハに該当する旨主張する。

この点、本件対象文書1にはセンターの職員の氏名が記載されていることが認められるが、当該職員は、本件手術の患者を担当した医師等であり、センターの職員の情報という側面から考えると、本件手術の患者を担当したという意味では、同号ただし書ハに規定する公務員等の職務遂行に関する情報と言えるが、一方で上記情報は、本件手術の患者の担当者という意味で本件手術の患者の個人情報という側面も有するものである。

したがって、上記情報は、同号ただし書ハの適用に尽きるものではなく、本件手術の患者の情報という側面では、なお同号本文の適用を受けるというべきであり、上記情報は、上記第5の2のとおり、本件対象文書1に記載の各情報と一体として条例第8条第2号本文前段に該当することから、異議申立人の上記主張は採用できない。

また、その他本件対象文書1に記載された各情報は、上記第5の1のとおり、本件手術の患者に関する情報であり、当該患者は、同号ただし書ハに規定する公務員等ではないことから、同号ただし書ハには該当しないと認められる。

#### ウ 同号ただし書ロ及びニについて

同号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と規定し、同号ただし書ニは、「実施機関の経費のうち食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報に含まれる出席者の所属団体名、所属名及び職の名称その他職務上の地位を表す名称並びに氏名（以下略）」と規定している。

この点、本件対象文書1に記載された各情報は、上記第5の1のとおり、本件手術の患者に関する情報であるが、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であるという特段の事情は認められず、また、食糧費の支出に伴う懇談会等に係る情報は記録されていないことから、同号ただし書ロ及びビニには該当しないと認められる。

## (2) 本件対象文書2

### ア 同号ただし書イについて

本件対象文書2に記載された各情報は、上記第5の1のとおり、本件手術の患者に関する情報であり、上記(1)アのとおり、異議申立人が主張するような公表慣行がないことは明らかであるから、同号ただし書イに該当しないと認められる。

### イ 同号ただし書ハについて

本件対象文書2にはセンター職員の氏名が記載されていることが認められるが、これについては上記(1)イで検討したとおりであり、異議申立人の主張は採用できない。

また、その他本件対象文書2に記載された各情報は、上記第5の1のとおり、本件手術の患者に関する情報であり、当該患者は、同号ただし書ハに規定する公務員等ではないことから、同号ただし書ハには該当しないと認められる。

### ウ 同号ただし書ロ及びビニについて

本件対象文書2に記載された各情報は、上記第5の1のとおり、本件手術の患者に関する情報であるが、上記(1)ウのとおり、人の生命等を保護するため、公にすることが必要であるという特段の事情は認められず、また、食糧費の支出に伴う懇談会等に係る情報は記録されていないことから、同号ただし書ロ及びビニには該当しないと認められる。

## 4 条例第9条第2項による部分開示の適否について

条例第9条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項

の規定を適用する。」と規定している。

これは、開示請求に係る行政文書に特定の個人を識別できる情報が記載されている場合において、特定の個人を識別することができる部分を除くことによって、公に示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないときには、当該部分を除いた部分は開示すべき旨を規定したものと解される。

#### (1) 本件対象文書1

この点、本件対象文書1には、患者ID、患者の氏名、生年月日、年齢、性別、住所等、特定の個人が識別できる部分を除いたとしても、患者の病状、過去の受診歴、診療記録、手術記録等の情報が記載されており、これらの情報は、いずれも患者の健康状態などを示す、本件手術の患者の心身に関する詳細な情報であって、通常他人に知られたくない本件手術の患者個人の機微に関するものであると解される。

したがって、上記情報は、公にすることにより、本件手術の患者個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第9条第2項による部分開示をすべきものとは認められない。

また、その他本件対象文書1には、部分開示を相当とすべき部分が存するとは認められない。

#### (2) 本件対象文書2

本件対象文書2には、保険者番号、患者の氏名、生年月日、年齢、性別等、特定の個人が識別できる部分を除いたとしても、患者の病名、診療点数、診療行為の内容等の情報が記載されており、これらの情報は、いずれも患者の健康状態などを示す、本件手術の患者の心身に関する詳細な情報であって、通常他人に知られたくない本件手術の患者個人の機微に関するものであると解される。

したがって、上記情報は、公にすることにより、本件手術の患者個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第9条第2項による部分開示をすべきものとは認められない。

また、その他本件対象文書2には、部分開示を相当とすべき部分が存するとは認められない。

#### (3) 以上より、本件各対象文書は、その全てを不開示とすることが相当である。

### 5 異議申立人の主張について

異議申立人は、条例第10条の規定による公益上の裁量的開示をすべきであると主

張するが、実施機関が本件決定で不開示とした情報の不開示情報該当性については上記第5の2から4で判断したとおりであり、これを公にすることについて、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 結論

よって、実施機関の本件決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年10月5日	諮問書の受理
平成27年11月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年12月14日	異議申立人の意見書の受理
令和元年7月29日	審議
令和元年9月30日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)